若松区第３８区青葉台自治会規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

①　区域内の住民相互の連絡及び親睦

②　美化・清掃等区域内の環境の整備

③　防犯・防災並びに生活環境の向上

④　集会施設の維持管理

⑤　保有資産の維持管理

⑥　その他、本会の目的を達成するために必要なこと

（名称）

第２条　本会は、若松区第３８区青葉台自治会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は北九州市若松区青葉台南１丁目から南３丁目、青葉台西１丁目から西６丁目、青葉台東１丁目から東２丁目までの区域とする。

（事務所の所在地）

第４条　本会の事務所は、北九州市若松区青葉台西１丁目３番２号（青葉台公民館）に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

２．この会の活動を賛助する団体及び法人は、賛助会員となることができる。

（組及び班）

第６条　会員相互の理解と協力のもと、区域内活動の中心となり、本会の活動を円滑に進めることを目的として、組及び班を組織する。

２．組は丁目を、班は組内の街区を単位とし、会員は住所地の組及び班に所属する。

（会費）

第７条　会員は、若松区第３８区青葉台自治会運営規程（以下、運営規程という。）　に定める会費を納入しなければならない。

２．賛助会員は、運営規程に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第８条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、運営規程に定める世帯票を会長に提出しなければならない。

２．本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

（退会等）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

①　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

②　本人より運営規程に定める退会届が会長に提出された場合

２．会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員

（役員の種別）

第１０条　本会に、次の役員を置く。

①	自治会長	１名
②	専門部長（副会長）	５名
③	事務局長（副会長）	１名
④	事務局員	４名
⑤	自治会会計	２名
⑥	専門部副部長	５名
⑦	専門部役員	６～７名
⑧	監事	２名
⑨	組長	各組１名
⑩	副組長	各組１～３名
⑪	組会計	各組１名
⑫	班長	各班１名

（役員の選任）

第１１条　役員は、会員の中から運営規程により選ばれた候補者について、総会で承認を受けることにより選任する。

２．監事と第１０条に定める 他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１２条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。また、本会の代表として行政及び自治総連合会との連絡、調整にあたる。

２．副会長は、自治会長を補佐し会長不在のとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。また、事務局長を除く副会長は、その他の役員である副部長等と専門部会を作り、別に定める担当職務に関し、地域組織との連携、調整にあたる。

３．監事は、運営規程により会員等の中から選任し、次に掲げる業務を行う。

①　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

②　会長、副会長及びその他の役員の業務の執行状況を監査すること。

③　会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

④　前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

４．組長、副組長、組会計及び班長は、各組の会員との連携、調整にあたる。

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は、運営規程による。
２．任期は総会で承認された日の翌日からとする。
３．補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
４．役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）
第１４条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会の構成）
第１５条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）
第１６条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）
第１７条　通常総会は、毎年度決算終了後１ケ月以内に開催する。
２．臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
①　会長が必要と認めたとき。
②　総会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
③　第１２条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）
第１８条　総会は、会長が招集する。
２．会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定により請求があったときは、その請求があった日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）
第１９条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２０条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）
第２１条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）
第２２条　会員は総会において各々１個の表決権を有する。
２．次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする。
①　前年度の決算
②　新年度の事業計画と予算

（総会の書面表決）
第２３条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２．前項の場合における第２０条及び第２１条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）
第２４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならい。
①　会議の日時および場所
②　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
③　開催目的、審議事項及び議決事項
④　議事の経過の概要及びその結果
⑤　議事録署名人の選任に関する事項
２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

第５章　役員会

（役員会の構成）
第２５条　役員会は、第１０条で規定された役員のうち、監事を除く役員で構成する。

（役員会の機能）
第２６条　役員会は、行政、関連機関及び専門部会等からの連絡事項を各組等に伝達するとともに、次の事項を議決又は協議する。
①　総会に付議すべき事項
②　総会で議決した議案の執行に関する事項
③　その他総会の議決を要しない議案の執行に関する事項

（役員会の招集等）
第２７条　役員会は、会長の招集により月１回開催される。
２．会長は、役員の３分の１から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求があった日から１４日以内に役員会を招集しなければならない。
３．役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第２８条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）
第２９条　役員会には、第２０条、第２１条、第２３条及び第２４条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

（三役会の招集等）
第３０条　三役会は、第１０条第１号から第６号に規定された役員で構成され、事務局長の招集により月１回開催される。但し、必要に応じて事務局長の招集により臨時開催することができる。
２．三役会は、役員会に付議すべき議案作りを行う。なお、第２４条に準じた議事録を残すものとする。

（組会議の招集等）
第３１条　組会議は、組長、副組長、組会計及び班長で構成され、組長の招集により原則、月１回開催される。但し、必要に応じて組長の招集により臨時開催することができる。
２．組会議は、役員会での連絡事項を伝達するとともに、組内での諸問題や行事等、役員会の議決を要しない議案の執行に関する事項を議決又は協議する。

（班会議の招集等）
第３２条　班会議は、班の全会員で構成され、本会の活動を行うにあたっての諸課題を話し会うため、組長の承認を得た上で、班長の招集により開催される。

（同席）
第３３条　役員会、組会議及び班会議には、出席者の請求により、他の出席者の承認を得て、会議を構成する以外の者を同席させることができる。但し、議決には加わらないものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第３４条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
①　別に定める財産目録記載の資産
②　会費
③　活動に伴う収入
④　資産から生ずる果実
⑤　その他の収入

（資産の管理）
第３５条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを決める。

（資産の処分）
第３６条　本会の資産で第３４条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において総会員の４分の３以上の議決を要する。

（経費の支弁）
第３７条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（役員謝礼及び行事参加手当）
第３８条　役員謝礼及び行事参加手当については、運営規程により支払うものとする。

（弔慰見舞金）
第３９条　本会会員及び同居家族が死亡した場合、運営規程により弔慰金を支払うものとする。
２．本会会員の住居が被災した場合、運営規程により見舞金を支払うものとする。
３．他地域で発生した災害等については、運営規程により災害見舞金を支払うものとする。

（事業計画及び予算）
第４０条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定められなければならない。これを変更する場合も同様とする。
２．前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出することができる。
（事業報告及び決算）
第４１条　本会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財政目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後１ケ月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）
第４２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）
第４３条　この規約は､総会員の３分の２以上が出席した総会において４分の３以上の議決を得､かつ、北九州市長の許可を受けなければ変更することができない。

（解散）
第４４条　本会は、地方自治法２６０条の２０の規定により解散する。
２．総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）
第４５条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）
第４６条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を

備えておかなければならない。

（施行）

第４７条　この規約の施行に関し必要な事項は、運営規程に定める。

２．運営規程の変更は、総会に出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則

１．この規約は、７年４月１５日から施行する。

２．本会の初年度の事業計画及び予算は、第４０条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３．本会の設立初年度の会計年度は、４２条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から８年３月３１日までとする。

４．この規約は、平成３０年　５月３１日より、改訂第２版を施行する。